(郵便番号 (フリガナ) 職 住 氏 整 理 甲欄 乙欄 番 号 名 名 年 月 (生年月日 明・大・昭・平・令 日) 除対象親族 前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額 従たる絵具 特定 扶養 親族 除象 養 は から控除す 同上の税額につ 月別 還付又は徴収した税額 月 別 還付又は徴収した税額 差引残高 学生 る源泉控制 控除 配偶者象扶養親族 親族同 同居その他本人・配・本人・配・配・表親等をの他扶(人)扶(人)扶(ひとり親 き還付又は徴収 0 対象配偶者 申告月日 した月区分 と 源泉控制 等 寡・ひ 有・無対象親族の 区 月 支 給 引 社会保険料等 ||扶養親 年末調整 0 合 計 数 総支給金額 料等の 控除後の給与 族等の 算出税額 による過 有・無 当初 有・無 寡・ひ 等の金額 分|分|月日 控除額 数 不足税額 徵収税額 告 和 有 有・無 有・無 寡・ひ 種 27 (寡婦) 35 (ひとり親) 8 38 63 58 48 40 27 27 75 控除 無 年 額 (万円) X 分 税 額 金 等 (1) 門(3) 料 手 当 給 給 与 等 (4) (6) 賞 計 $\overline{(7)}$ (8) 4 与 料 給与所得控除後の給与等の金額 (9) 所得金額調整控除の適用 所 (1円未満切上げ、最高150,000円) 所得金額調整控除額 有・無 ((⑦-8.500,000円)×10%、マイナスの場合は0) (※適用有の場合は⑩に記載) 給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) (11) 社会保 給 与 等 か ら の 控 除 分 (② + ⑤) (12) 配偶者の合計所得金額 に 険料等申告による社会保険料の控除分 (13) 円) 対 控除額 申告による小規模企業共済等掛金の控除分 (14) 旧長期損害保険料支払額 生命保険料の控除額 (15) す 円) 地震保険料の控除額 (16) 12のうち小規模企業共済 等掛金の金額 配偶者(特別)控除額 (17)円) 特定親族特別控除額 (18) ③のうち国民年金保険料 扶養控除額及び隨害者等の控除額の合計額 (19) 泉 等の金額 当 控 20 10 円) 徴 得控除額の合計額 (12 + 13 + 14 + 15 + 16 + 17 + 18 + 19 + 20)収 22) 23 差引課税給与所得金額(①-②)及び算出所得税額 11 簿 (特定增改築等) 住宅借入金等特別控除額 24) 年調所得税額(23-24、マイナスの場合は0) (25) 12 (100円未満切捨て 26) 整 29 × 1 0 2 . 1 %) (1) (2) (3) 計 27) 差 引 超 過 額 又 は 不 足 額 (⑩ - ⑧) 本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額 (税率 %) 未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額 29 超過額 賞 (税率 %) (30) 差 引 還 付 す る 金 額 (27-29) の精算 同上の一本年中に還付する金額 (税率 %) 翌年において還付する金額 (32) 33 本年最後の給与から徴収する金額 不足額 (4) (5) (6) 計 の精算 翌年に繰り越して徴収する金額

	月 区 分	支給月日	基	本		手当		手当	手当		総支給金額	給与等から控 除された小規 模企業共済等 掛金の金額
給					円	円		円		円	H	PI
料 •												
手												
当												
等												
の										+		
支												
給												
金												
額												
の												
内												
訳												
災害減	免法	免法 申請		書の受付月日		徴収猶予承認月日		徴収猶予期間			雑損失又は繰越雑損失が ある場合の徴収猶予限度額	
災害減免法 による徴収 猶予関係			月		日	月	日	自至	月月	日日		Н

前月中に通常のった場合に支給	給 与 を 支 給 す る 賞 与 <i>0</i>		支給する賞与の金額 の給与の10倍を超え		
区分	第1回	第2回	区分	第1回	第2回
支給月日	•	•	支給月日		•
社会保険料等控除後の 賞 与 の 金 額 ①	円	円	社会保険料等控除後の 賞 与 の 金 額 ①	円	円
$\boxed{1 \times \frac{1}{6} \ \ \ \ \ \text{lt} \ \frac{1}{12} \ \ 2}$			① × 1/6 又は 1/12 ② ② +前月の「社会保険料等」 ③ ************************************		
②に対する月額表 に 定 め る 税 額			登録後の紹子寺の金額」 ③ に対する月額表 に 定 める 税 額		
算 出 税 額 (③×6又は12)			④ 前月の「社会保険料等」 控除後の給与等の金額」 に対する月額表の税額算 出 税 額 (⑤) × 6 又は 12)		

【源泉徴収税額表の改正】

令和8年1月から源泉徴収税額表が変わります!!

また、扶養親族等の合計所得金額要件等が変更されています。 詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

令和8年分 源泉徴収税額表 Q



【年末調整がよくわかるページ】

国税庁ホームページに「年末調整がよくわかるページ」を開設し、年末調整に 関する様々な情報を提供しています。

年末調整がよくわかる



※ 令和8年分の各種情報については、令和8年10月頃に掲載いたします。

【キャッシュレス納付のご案内】

源泉所得税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に赴く必要がなく、自宅や 事務所などからの納付手続が可能な「キャッシュレス納付」が便利です。

詳しくは、国税庁ホームページにおいて、e-Taxを利用した源泉所得税の納付 手続を解説した動画等を公開しておりますので、ご覧ください。

- ※ 源泉所得税についてキャッシュレス納付を利用するためには、事前に e-Tax で所得税徴収高計算書データを作成・送信する必要があります。
- ※ 所得税徴収高計算書データの作成・送信からキャッシュレス納付手続ま での流れを体験することができる「源泉所得税のキャッシュレス納付体験 コーナー |をこちらからご利用いただけます。



キャッシュレス納付について



体験コーナー